

ICLC 若手県系人 奨学金プログラム

2025 年 4 月

応募要項



ICLC 

ICLC について

プログラム創設まで

ICLC (国際言語文化センター) は 1983 年に設立された、沖縄で最も歴史のある日本語学学校です。創設当時、海外出身の県系人 (ウチナーンチュ) が自身のルーツ探しと親戚訪問のために沖縄県を訪れた際に、沖縄や日本社会に順応できるよう、日本語講座を開設したことから教育機関としての活動を開始しました。現在までに多くの国々からの生徒を受け入れており、長年の経験と知識を生かし、生徒一人ひとりのニーズと目標に合った教育の提供に努めています。



当プログラムの設立目的

この奨学金プログラムは、ICLC 創立 40 周年を記念して創設されました。

移民として世界中に旅立った沖縄県民の子孫たちが、今日もウチナーンチュとしてのアイデンティティーの発見や沖縄文化の継承活動に活発に取り組んでいます。そのような方々に焦点を当て、世界の様々なコミュニティにおけるウチナーンチュのネットワークを拡大・強化することを主な目的として、当奨学金プログラムを開設しました。

当奨学金プログラムが未来のウチナーンチュネットワークの継承と発展を担う、次世代のウチナーンチュコミュニティのリーダーの育成を目指し、日本語の学習と沖縄での生活体験の機会になることを願っています。

プログラム内容

本プログラムの奨学生は、ICLC 沖縄日本語学校に正規学生として入学していただきます。

奨学生には高いモチベーションを持って日本語の学習と日本(沖縄)文化の理解に励むことが期待されます。

また、学校外の活動にも積極的に参加し、地元の沖縄のコミュニティやグループとの交流に参加することを奨励します。

日本語学習について

ICLC では、2 種類のクラスを開講しています。

総合日本語クラス

日本語の 4 技能 (聞く・話す・読む・書く) を総合的にバランスよく習得することを目指し、JLPT 対策の授業も並行して行います。

主に日本国内での進学、就職を目指している学生を対象としています。

※JLPT(Japanese Language Proficiency Test) とは、日本国内での進学、就職をする際、日本語能力を評価し証明する公的な試験のこと

※日本語初心者の場合、入学までに 150 時間相当の日本語学習経験が必要

初心者日本語クラス

日常生活で使う実践的な日本語力の習得を目指し、会話を中心とした基本的な表現や単語を学びます。

主に日本語学習歴がない学生を対象として初級 3 のレベルまで開設されており、中級レベルからは総合日本語クラスと合流します。

クラススケジュール

学生は、入学時の日本語力に合わせて、午前クラスまたは午後クラスのどちらか一方に配置されます。

午前クラス：8 時 45 分～12 時 00 分 (授業 90 分+休憩 15 分+授業 90 分)

午後クラス：13 時 15 分～16 時 30 分 (授業 90 分+休憩 15 分+授業 90 分)

※授業内容によっては、授業時間が若干変動する場合があります。

奨学金の内容

	全額給付	半額給付
入学時期	2025年4月	2025年4月
留学期間	1年間	1年間
給付額	授業料の100%	授業料の50%
採用人数	3名	3名

※兄弟での応募の場合、一世帯から1名のみ奨学金受給可能。(在学が重複しない期間での再応募可)

自己負担額

全額給付の場合

- ビザ、入学初期費：ビザ申請手数料、入学金、留学生保険・健康診断費
- その他：渡航費、住居費、生活費など

半額給付の場合

- 授業料の50%
- ビザ、入学初期費：ビザ申請料、入学金、留学生保険・健康診断費
- その他：渡航費、住居費、生活費など

その他の事項

プログラムの延長について

奨学金の延長はできません。奨学金がなくても、自費で学習を続けたい学生は、学習期間を延長することができます。

アルバイトについて

留学ビザの学生は、日本の法律上、週28時間まで就労することができます。学校の長期休み期間は、週40時間まで就労可能です。

住居について

ICLCが管理する学生寮、もしくは県内の不動産業者や親戚などを通じて各自で住居を確保することもできます。

応募詳細

応募条件

1. 沖縄にルーツを有する日系人（日本国籍以外の方）
2. 応募時の年齢が 33 歳以下の方
3. 心身ともに健康である方
4. 沖縄とその文化について学ぶことに興味、関心がある方
5. 日本語学習に意欲がある方
6. 同プロジェクトの広報活動への協力ができる方
※SNS での活動紹介やテレビ等の取材、出演が可能な方
7. ICLC 学校規約に同意する方 ※要項 P 8「ICLC 学校規約」参照
8. 下記の留学ビザ申請条件を満たす方：
 - a. 高校卒業以上の教育課程を修了している
 - b. 経済的支弁者がいる（家族・親族または自己支弁）
 - c. 支弁者に十分な資金と生活費がある（銀行残高が 200 万円以上）

※**県内・国内在住の方も応募できます。**最大 1 年間の「在住者コースの授業料」の半額を給付します。

応募書類

全額給付

- ① 履歴書兼志望理由書（[応募ページ](#)からダウンロード可）
- ② 自己 PR 資料（[応募ページ](#)からダウンロード可）
県人会における活動やその他沖縄の歴史文化に関連する各種団体、または個人による沖縄文化の実践、継承に関わる活動実績の紹介をしてください。※形式は問わない
- ③ 所属県人会からの推薦状（[応募ページ](#)からダウンロード可）
- ④ 最終学歴の成績表

半額給付

- ① 履歴書兼志望理由書（[応募ページ](#)からダウンロード可）
- ② 最終学歴の成績表

奨学金選考～入学までの流れ

奨学金選考

応募書類提出	2024年6月1日(土)～2024年7月31日(水) 24:00 (日本時間)
一次選考(書類)結果	2024年8月9日(金)
二次選考(面接)期間	2024年8月13日(月)～8月29日(木)
奨学金選考合格者発表	2024年9月13日(月)

※面接の実施日は、一次選考合格者にメールでお知らせします。原則、指定された日程での面接受験になります。

ビザ申請

ビザ申請手数料支払い	2024年10月1日(火)～10月15日(木)
ビザ申請書類提出期間	2024年10月1日(火)～11月15日(金)
COE 交付予定日	2025年2月21日(金)
諸費用の支払い (入学初期費、授業料、寮費など)	2025年2月21日(金)～3月7日(金)
入国手続き期間 (各国の日本大使館、領事館にて)	2025年2月25日(月)～3月中旬
入国	2025年4月1日(火)～8日(火) ※学生寮入寮日：4月4日(金)、7日(月)、8日(火)
入学式	2025年4月9日(水)

※入国手続きは、各自がCOEと必要書類を持参し、居住国にある日本大使館・領事館にて済ませてください。

各種自己負担額内訳

	全額給付	半額給付
ビザ申請手数料	22,000円	22,000円
入学金	77,000円	77,000円
留学生保険・健康診断費	18,000円	18,000円
授業料		390,000円
合計	117,000円	507,000円

※学生寮に入る場合は、別途寮費の支払いが必要です。

応募方法・お問い合わせ先

応募ページ

<https://www.iclc-uchinaa-program.com>

応募方法

- ① 奨学金応募ページ：上記応募ページから申し込みフォームを送信
- ② iclc-admin@iclcjapan.com から届いた案内メールに従って、応募書類を準備、提出

お問い合わせ

ICLC 国際言語文化センター附属日本語学校

担当：伊良波

メール：iclc-admin@iclcjapan.com

電話：098-859-3881

その他

ICLC 公式サイト：<https://iclcjapan.com>

インスタグラム：https://www.instagram.com/iclc_okinawa/

ICLC 学校規約兼誓約書

本規約は、国際言語文化センターに入学する方が必ず守らなければならないルールです。

一人ひとりが学校のルールを守り、快適な学校生活を送ってください。

□入学手続き

本校へ入学を希望する者は、本校が定める入学願書及びその他必要書類を指定期日までに提出しなければならない。ただし、上記手続きが所定の期日までに行われないうちは、入学の許可を取り消すことがある。

□休学、復学、退学、除籍

1. 原則、授業期間中の休学（旅行や帰省等）は認めない。ただし、疾病やその他やむを得ない事由により3日以上の休学を希望する場合は、休学届を事前に提出（疾病の場合は診断書を提出）し、校長の許可を得なければならない。
2. 休学した者が復学する場合は、校長にその旨を通知し、校長の許可を得ることにより復学する事ができる。
3. 退学を希望する者は、事前に校長の許可が必要となる。なお、退学届を提出しない者は除籍処分とする。
4. 学生が退学処分に従わない場合は、校長の判断により除籍とする場合がある。

□修了、卒業の認定

1. 教育課程で定められた各授業科目について学習の評価（試験成績、出席状況、授業態度等）を行い、一定の評価を受けた者に対して当該課程の修了・卒業を認定する。
2. 校長は、本校の所定の課程を修了した者に対して、修了・卒業証書を授与する。
3. 修了・卒業時に学費や寮費などその他の残債金があった場合は修了・卒業証書は授与しない。

□授業料の支払及び滞納

1. 入学前の初回納入金以降の授業料の支払いは前払制となっており、次学期が始まる前月の20日までに授業料の3ヵ月分を支払わなければならない。

対象期間	納入期限
4/1～6/30 分の授業料	3/20
7/1～9/30 分の授業料	6/20
10/1～12/31 分の授業料	9/20
1/1～3/31 分の授業料	12/20

2. 授業料が未納の場合は授業へ参加することができない。また授業料を1ヵ月以上滞納し、納入見込みがない場合は、経費支弁者へ報告し、退学処分を命ずることができる。振込にかかる費用は納付者が負担する。

□授業および出席不良について

1. 全ての学生は、今後発生しうる不利益を避ける為にも、出席率を高く保つよう努力しなければならない。出席率の低下があった場合、学校職員がその学生と面談し、指導と警告を行う。
2. 警告後も出席状況の改善が見られない場合は、経費支弁者へ報告し、警告及び指導を行う。
3. 学生は各学期に実施する進級テストを受けなければならない。テスト結果によって、クラス編成（午前クラスから午後クラスなどの変更）になる場合がある。

□退学処分

退学処分は下記のいずれかに該当する生徒に対して行うことができる。

- ・入学時などの書類を含め学校に対して虚偽の申告をした者
- ・性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- ・学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- ・正当な理由なく出席が常でない者
- ・本校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
- ・授業料その他の納付金の納付を怠り、催促を受けても改善の見込みがない者
- ・日本の法律に反した者
- ・健康上の理由により、就学が困難な者
- ・特定の民族や国籍、人種、信条、宗教、性別、性的志向、容姿等を理由に他の学生を侮辱したり差別的言動をした者

□健康診断及びその他保険

1. 本校の学生は、毎年1回、健康診断を受けなければならない。
2. 日本の法律により、学生は必ず国民健康保険に加入し、保険料を支払わなければならない。
※ただし短期滞在者は除く。
3. 通学を含めて日常的にバイクまたは車を使用する場合は、自賠責保険だけでなく任意保険に加入しなければ使用を許可しない。許可なく使用している場合、学校が学生に対し警告を行う。警告を無視し使用を続けた場合は、学校規約を遵守する意思がないものとみなし、退学処分とする。

私は、貴校に入学するにあたり、募集要項および学校規約を理解し、厳守することを誓います。

もし本規約に違反した場合、異議申し立てせず、学校からの処分通告に従います。

また私は、私の写真や映像が、学校のウェブサイト、SNS または出版物に、学校紹介のために使用されることに同意します。